令和７年第４回九戸村議会定例会

令和７年 12 月 11 日（木）
午前 10 時　開議

◎議事日程（第２号）

日程第 １　一般質問 １　中　村　國　夫　議員
２　保大木　信　子　議員
３　久　保　えみ子　議員

◎出席議員（12 人）

1 番	大 﨑 優 一 君	7 番	上 村 昇 君
2 番	久 保 えみ子 君	8 番	岩 渕 智 幸 君
3 番	渡 保 男 君	9 番	保大木 信 子 君
4 番	髙 﨑 覺 志 君	10 番	古 舘 巖 君
5 番	中 村 國 夫 君	11 番	川 戸 茂 男 君
6 番	坂 本 豊 彦 君	12 番	桂 川 俊 明 君

◎欠席議員（なし）

◎説明のため出席した者の職氏名

村長	大久保 勝 彦 君
副村長	岩 崎 一 弘 君
総務課長	野辺地 利 之 君
村づくり推進課長	川 原 憲 彦 君
会計管理者 兼税務住民課長	大 崎 篤 史 君
保健福祉課長	篠 山 剛 君
保健福祉課主幹	小野寺 さゆり 君
産業振興課長	浅 水 渉 君
地域整備課長	関 口 猛 彦 君
上下水道課長 兼水道事業所長	下高山 朋 徳 君
教育次長	松 浦 拓 志 君

◎職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局長	柳 平 善 行
主任	山 本 猛 輝

◎開議の宣告（午前 10 時 00 分）

○議長（桂川俊明君）　おはようございます。

ただ今の出席議員は、12 人です。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

これから、本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（桂川俊明君）　本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

◎一般質問

○議長（桂川俊明君）　これから、本日の議事日程に入ります。

日程第１、一般質問を行います。

本日の一般質問者は、３人であります。

はじめに、５番、中村國夫議員の質問を許します。

５番、中村國夫議員

（５番　中村國夫君登壇）

○５番（中村國夫君）　皆さん、おはようございます。本日、村民一人一人の明るい未来のために、一般質問いたします。

私は、小中学校の再編について、九戸村の財政について、クマ対策についての３項目についてお伺いいたします。明確なる答弁をいただきますことを期待し、質問いたします。

初めに、小中学校の再編について伺います。本村では、人口減少、少子化が進行する中で、持続可能な教育環境の整備が進められ、今年の４月に五つの小学校が統合し、九戸村立九戸小学校が誕生しました。本村は小中学校の再編を推進するために、小・中学校建設用地検討委員会を設置され、11 名の委員を委嘱し、８月から 12 月まで６回の建設用地検討委員会を計画、開催し進められております。

本村は、小中学校の再編について、慎重に、スピード感を持って指針の具現化に取り組んでいくとしていますが、村民の皆さんは、小中学校の再編については、建設用地検討委員会で話し合いが持たれていることも、話題になっていることも知らないでおられる方が多くおられるように感じています。しかも村民は、小学校が統合され、一段落と思っておられる方もおられます。小中学校再編につきましては、令和元年 12 月に、施設一体型小中一貫校の白紙撤回を求める決議を可決。令和２年３月に、小学校統合を進める九戸村立小中学校設置条例の一部を改正する条例案の否決によりまして、白紙撤回となり今日に至っております。教育は、「100 年の計」といわれています。村民に、親切丁寧に進めていく必要があるのではないかと考えます。まずは、村民の意識も変化していると考えられますので、

小中学校の再編については、小中一貫校、義務教育学校などについて、学校建設や解体費用、まちづくりに当たっての学校の位置付けなどについて、村民にアンケート調査や住民説明会など、早期に開催することが必要不可欠であると考えています。

前教育長は、令和７年第１回定例会において、「小中学校の再編が一丁目一番地」と述べておられます。そこで、５点について村の考えを伺います。

初めに、小中学校の再編について伺います。

１点目。本村では、学校再編を推進していくために、九戸村立小・中学校建設用地検討委員会を設立され、先般、建設用地の候補地の検討がなされ、「村内２カ所が候補地に挙げている」との、村からの情報提供がありましたが、その後の選定経過等について、詳細を伺います。

２点目。九戸村立小・中学校建設用地検討委員会において、建設用地が決定された場合、学校建設に関する予算はどの程度見ておられるのか。現在、本村は、財政が大変厳しい状況にある中で、建設費用に多額の費用を要するのであるならば、小中一貫校分離型を検討されてはどうか。現在の小中学校を継続利用されますと、土地の取得費用も軽減され、建設も耐震化を、建物も耐震化をクリアしており、大幅な経費節減となり、ほかの多くの事業を推進することにつながると考えます。村長の見解を伺います。

３点目。「令和 11 年４月に開校した場合、令和８年の第４四半期に、国に対して補助事業の認定申請、交付申請を行う必要があると考えています」と言われていますが、小中学校の再編に向けた教育環境の整備については、村民にとりましても最重要課題と考えます。村民に親切丁寧な説明の場が必要であり、早急に村内各地で説明会を開催するべきと考えますが、村の考えを伺います。

４点目。小中学校の再編については、村民に真摯な説明と理解を得るためにもアンケート調査を実施する必要があるのではないか、村の考えを伺います。

５点目。小中学校の再編は、本村にとりまして最重要課題であると位置付けておられるのであるならば、令和 11 年４月開校にこだわらず、九戸村として村民にしっかりとしたビジョンを示し、村民の大多数の理解と賛同を得られるように慎重に進めていくことが大切であると考えますが、村長の見解を伺います。

（「議長」の声あり。）

○議長（桂川俊明君）　村長

○村長（大久保勝彦君）　答弁に入る前に、ただ今の中村議員の、質問の（４）番のアンケート調査の部分について、ちょっとご確認をさせていただきたいということで、反問権の行使を許可願います。

○議長（桂川俊明君）　ただ今の、反問権の行使の要求について、許可します。

事務局は、これより質問時間を停止してください。

村長

○村長（大久保勝彦君）　アンケートの部分について、ただ今ご質問をいただきました。アンケートにつきましては、皆さまご存じのとおり、白紙撤回後に、前の前の教育長さんが現在の教育環境の整備に関する指針を作成するに当たりまして、村内全世帯からアンケートを取り、そして、また数十回にわたる地区での説明会等を開催して、今の指針がまとまったというふうに思っているところでございますが、改めて、そのアンケートを取り直せというふうな趣旨ということで、確認させていただきます。よろしくお願いします。

○議長（桂川俊明君）　５番、中村國夫議員

○５番（中村國夫君）　まず、小中学校の再編については、本村に取りましても最重要課題と考えられていると思います。村民にとりましても、重要課題だと考えておられます。そういう中で、これまで白紙撤回もなされました。それだけ村民の皆さんの関心は高く、こうしたことに応えていくためにも、また、これまでの経過を見ましても、多くの経済的な部分も、社会的な部分も変わってくると思います。そういったことを含めまして、トータルで考えますと、やはり村民の皆さん方から率直にお伺いしていく。そのためには、アンケート調査を実施していくということが、私は必要不可欠ではないだろうかなと思います。

さらには、やはり、学校建設となりますとですね、さまざまな建設費用もかかるのではないか。このようなことも考えられますので、そういったことも、村民の皆さんに示していく必要があるんではないか。それから村として、村づくりとして、どこに学校が必要なのか等含めてですね、村としての考え方、学校の位置付けを考えてですね、しっかりとした考え方を示していく。そのためには、アンケート調査が必要不可欠であると、私は考えております。以上でございます。

○議長（桂川俊明君）　反問に対する回答が出されました。

これで、よろしいですか。村長

（「よろしいです」の声あり。）

○議長（桂川俊明君）　これで、反問を終了いたします。

一般質問を再開いたします。

事務局は、質問時間の停止を解除してください。

村長

（村長　大久保勝彦君登壇）

○村長（大久保勝彦君）　それでは、小中学校の再編について５項目のご質問をいただきました。初めに（１）でございます。本村では、学校再編を推進していくために九戸村立小・中学校建設用地検討委員会を設立され、先般、建設用地の候補地の検討がなされ、村内２カ所が候補地に挙がっているとの村から情報提供がありましたが、その後の選定経過等について、伺うということでございます。

それでは、ご質問にお答えしたいというふうに思います。九戸村立小・中学校建設用地検討委員会につきましては、第１回の委員会を８月 31 日に開催して以来、これまで初回を含め５回の委員会を開催し、建設用地についてご検討をいただいております。第４回までの委員会の内容につきましては、村政調査会におきまして、議員の皆さまにも情報提供をさせていただいております。また、会議録につきましても、村のホームページに掲載しております。ご質問のありました委員会の現在の経過でございますが、第５回委員会におきましては、これまで２カ所が候補地として挙がっていたところに、新たに現九戸小学校を候補地とする意見や、その他の伊保内地区内の、候補地の意見も出されたということを伺っております。いずれにいたしましても、第６回委員会は 12 月 15 日に開催を予定しておりまして、これまでの選定用地検討委員のご意見や候補地ごとのメリット・デメリットを踏まえ、調整の上、答申を、委員会からの答申をいただけるものというふうに考えているところでございます。

続きまして、（２）の質問に対するお答えでございます。２点目は、学校建設に要する予算見込額、そして施設分離型小中一貫校として、現在の校舎を継続利用してはどうかとのご質問でございます。学校建設の費用に関しましては、建設用地がどこになるか。取得費用が、新たに用地の取得費用が、生じるか否か。また、どれくらいの面積が確保できるか。建設する校舎に、どういった機能や設備を整備するのか。さらには、資材費や人件費といった直接的な建設コストによっても大きく左右されるものでありまして、現時点におきましては、明確にお答えをすることはできないものでございます。今後、用地を含め、計画が具体化していく中で明らかになっていくということで、その点につきましては、ご理解をいただきたいというふうに考えております。その上で、建設費抑制の観点から、施設分離型小中一貫校として、現在の校舎を継続していくという選択肢もあるのではないかというご指摘にお答えをいたします。

具体的な小中学校再編の目指すべき姿に関しては、教育行政を預かる教育委員会の所管であり、その最終提案を待ちたいと考えているところですが、確かに施設分離型小中一貫校も、一つの選択肢であろうとは思います。ただ、現時点では、私がそれを否定する立場にございません。その前提に立った上で、あえて村の財政を預かる者として一般的な考え方を申し上げますと、耐震化は図られているとはいえ、現在の九戸小学校は昭和 58 年完成ですので、すでに築 42 年が経過しております。また、昭和 53 年完成の九戸中学校に至っては築 47 年と、間もなく半世紀になろうとしており、それぞれの校舎は言うまでもなく老朽化が進んでいるものというふうに認識しております。つまり、現在の校舎をそのまま使用した場合、毎年、修繕費用をかけていかなければならない中で、そう遠くない将来において、小・中学校の、二つの校舎を建て替えする必要が生じることは確実でござ

います。そういったことを考えると、長期的に財政に与える影響というものは、マイナスの面がむしろ大きいのではないかと考えているところでございます。
いずれ、先ほども申し上げましたとおり、小中学校再編の方向性、どういった学校の姿が本村の子どもたちに与える教育環境としてベストなのかという点に関しては、間もなく出される教育委員会の最終的な結論を待って、村の総合教育会議等の場におきまして協議することになるものでございます。繰り返しとなりますが、施設分離型小中一貫校という学校形態の選択肢を、現時点においては私のほうから排除するものではございません。
（３）の、３点目でございます。小中学校の再編に当たっては、村民の皆さまに丁寧な説明の場が必要ではないかとのご質問でございました。この点におきましては、私も同じ認識でございます。建設場所に関しては、学校建設用地検討委員会の答申が間もなくあるということでございます。また、教育委員会が考える望ましい学校再編の「かたち」、すなわち義務教育学校なのか、小中一貫校なのかという点についても、近々示されると聞いております。その、それぞれの村の方針として早期に決定し、保護者をはじめ村民の皆さまに説明する機会を設けてまいりたいと考えております。
それから（４）です。４点目。アンケート調査を実施する必要があるのではないかとの、ご質問でございました。この小中学校再編という課題に関してのアンケート調査というものにつきましては、現時点では、私としてはその必要性には疑問を持っているところでございます。アンケート調査には、手軽さ、あるいは低コスト、効率的といったメリットがあると同時に、質問する側や回答する側の意図や背景が深掘りできないというデメリットがあると考えております。意図や背景を詳しく丁寧に説明しようとすればするほど複雑になり、回答率が下がるという傾向があることから、テーマによってはアンケート調査に馴染むものと、馴染まないものがあると考えております。
この学校再編の問題は、その背景が理解されないことには、的確な意見の集約が難しい分野であると捉えております。背景をしっかりと説明するためには、説明会等において真摯に説明を尽くし、疑問にお答えたした上で、ご意見をちょうだいするというプロセスが重要であると考えております。ご質問の中で中村議員もおっしゃったように、これは村の最重要課題でございます。最重要課題であるからこそ、安易にアンケート調査に頼るのではなく、できる限り説明会で、説明を尽くしながらご理解を求め、ご意見については説明会の席上やパブリックコメント等を活用して集約していきたいと、現時点では考えているところでございます。
５点目でございます。令和 11 年４月の開校にこだわらず、大多数のご理解と賛同を得られるように、慎重に事を進めていくべきではないかという趣旨のご質問

でした。私は、村長に就任して以来、「持続可能で良質な教育環境の整備に関する指針」、教育委員会、そして村総合教育会議で承認された、この指針でございますが、その指針に示された方向性を尊重する立場であるということは、これまでも申し上げてまいりました。このことは、令和５年の４月の村長選挙の際にも、私は村民の皆さまに訴えをさせていただいたものでございます。その姿勢に現在も変わりはございません。この指針には、「令和 11 年度を目途に、小中一貫校または義務教育学校を開校する」と示されております。これはあくまでも「目途」という記載でございますが、必ずしも令和 11 年度に限定しているものではないと認識しておりますが、この指針の、この結論に至った背景には、児童生徒数の減少を考えたとき、「残された時間は決して多くはない」という教育委員会の大きな危機感があったものと、私は推察をしております。

私は、前回の学校再編計画の白紙化以来、この問題は、村をはじめ教育委員会、議会も含めて、私たちに残された大きな宿題であると捉えております。これに答えを出すために、多くの賛同を得られるように最大限努力することはもちろんでありますが、可能な限り早期に進めることもまた大事であると考えております。

また、前回の白紙化に至った経緯などを踏まえますと、学校の形態をはじめ建設用地など、賛否が分かれることも十分予想されるところであります。それでは、そういった場合に、より重視すべきは何かと考えたとき、私はやはり子どもたちを育てている保護者の皆さまの声こそを大事にしたいというふうに考えております。行政が行政施策を進める上で、例えばそれが農業施策であれば、まずは農家の声を、老人福祉施策であれば高齢者の声を大事にするのが、行政の基本であることは申し上げるまでもありません。それと同じように、学校に関する施策を進める上では、やはり最重要視しなければならないのは、現に子育てをしている保護者の方たちの声だろうと、私は確信をしております。大多数のご理解とご賛同を得るべく真摯に努力はいたしますが、先ほど申し上げた大きな宿題に答えを出すためには、慎重さだけに偏ることなく、保護者の皆さまの声を重んじるという基本姿勢で、対話を通じた理解の醸成に努めながら、適時かつ的確に判断していくことが、この宿題に答えを出すために、村政の執行者として私に課せられた責務だというふうに考えているところでございます。以上でございます。

（村長　大久保勝彦君降壇）

○議長（桂川俊明君）　５番、中村國夫議員

○５番（中村國夫君）　どうも、ご答弁ありがとうございました。そこで、確認を含めて再質問させていただきます。ただ今、小中学校の再建については、本村として住民説明会を実施されたいという答弁をいただきました。村民にとりましても最重要課題であり、実現していただきたいと思います。

１点、再質問いたします。私の小中学校の再編について、アンケート調査を実

施する必要があるのではないかとの質問について、実施されないという答弁がありましたので、再質問させていただきます。教育は、「100 年の計」といわれておりますように、小中学校の再編を推進していくためには、本村では、小中学校の再編について、持続可能な教育環境の整備をと言われておられるのであれば、村長の政治姿勢であります「対話と信頼・納得と共感」で村政を進めていただくためには、村民の大多数の意見集約する上において、アンケート調査を実施すべきではないでしょうか。再度、村長の考えを伺います。

○議長（桂川俊明君）　村長

○村長（大久保勝彦君）　先ほどの答弁の中で、アンケート調査には今現在、その必要性につきましては疑問を持っているということで、先ほどお答えしたとおりでございます。令和、今のこの教育環境の整備に関する指針を作成した時点におきまして、村民のアンケートも、皆さまもご存じのとおり、村民の多数のご意見、記述、自由の記述式もいただいて、改めてそのときの報告書、アンケートを読み直しているところでございます。いずれにしてもアンケートよりは、この小中再編は、私が地域に入って村民との対話を繰り返して進めて意見集約を図ると。今、そういう段階だろうというふうに思っているところでございます。今、いろんな村政課題がありまして、今、移動村長室も開催しております。12 月１日が今、直近で終わったところですが、18 回目を迎え、村民の皆さんとの対話、そして話し合いを重ねているところでございます。当然、この教育の環境につきましても、特に、先ほど申し上げました子育て世代の方々が、今度自分の子どもをどういうふうな、学校教育の中で子育てしていただき、そういうふうな願いが、私どもに、私には非常に届いているところでございますので、そういう思いを大事にしながら、あとは村民の皆さんとも対話を繰り返しながら、ご賛同ご理解をいただくように、説明を尽くしていくという姿勢で臨んでまいりたいというふうに思います。よろしくお願いします。

○議長（桂川俊明君）　５番、中村國夫議員

○５番（中村國夫君）　ご答弁いただきました。それでは、次に、九戸村の財政について伺います。本村の財政状況は、大変厳しい財政にあるといわれています。学校や集落センターなど、公共施設の老朽化、橋の老朽化や水道管など老朽化に、国民健康保険への補てんなど、村政運営に推進していくためには財政問題にしっかりと取り組んでいくことが求められていると考えます。そこで、２点について伺います。

１点目。現在の九戸村の財政基金、調整基金はどのような状況にあるのか伺います。

２点目。旧小学校４校の維持管理費は、幾らかかっているのか伺います。

○議長（桂川俊明君）　村長

（村長　大久保勝彦君登壇）

○村長（大久保勝彦君）　九戸村の財政について、２項目ご質問いただきました。

１点目でございます。現在の九戸村の財政調整基金は、どのような状況にあるのかというご質問でございました。

財政調整基金はご承知のとおり、年度間における財源の不均衡を調整するための積立金であり、地方自治体にとっては歳入の変動や災害、その他の突発的な事態における財源不足に対応するため、極めて重要な財源であります。本村におきましても、安定した行政サービスの提供と健全な財政運営を維持する上で不可欠な役割を担っておりまして、持続可能な行財政運営を支える基幹的な基金として、その確保と適切な活用に努めているところでございます。

近年は、社会保障関係経費の増加や物価高騰対策をはじめ、公共施設の大規模改修や更新需要への対応など、必要な施策を着実に実施するため、必要に応じて基金の取り崩しを行ってきたところでございます。昨年度は、出納整理期間中に１億4,000万円を取り崩し、令和２年度から令和６年度の出納整理期間までの総額では、５億7,000万円を取り崩しております。その結果、財政調整基金の残高は、令和５年３月末の42億9,588万7,108円をピークとして、令和７年５月末時点では、有価証券として保有している3,000万円を含めて40億3,771万1,308円となり減少傾向にあります。

一方で、国や県の補助事業を積極的に活用するとともに、事業の精査や歳出の効率化など、財源確保に向けた取り組みも進めております。また、法令に基づき、決算剰余金の積立ても行っており、昨年度は4,657万7,200円を積み立てておりますが、昨年度決算におきましては、基金の取り崩しが積み立てを上回っていることから、実質単年度収支は約8,900万円の赤字と、厳しい財政運営を迫られているものと認識をしております。

さらに今後は、役場庁舎の空調設備工事をはじめ、現在、用地検討委員会で協議をしていただいております小中学校の建設などの教育環境整備、国保歯科診療所を含む歯科医療体制の構築、村道、橋梁、上下水道などのインフラ整備、ふるさとの館など公共施設の老朽化対策など、多額の支出が見込まれる事業が、これから予想されます。これらの大型事業につきましては、現在策定を進めております村総合発展計画後期基本計画や公共施設個別管理計画、村総合戦略などを土台として事業の選択と集中を徹底し、優先順位を見極めつつ健全財政の維持と両睨みで計画的に進めていかなければなりません。同時に、積極的に国や県の補助事業の導入や適切な地方債の活用など、特定財源をしっかり確保することもますます重要となっております。

また、公共施設の老朽化や少子高齢化、情報技術の進展に伴って、今後も行政需要が高まることは確実といわれている中で、それらに適切に応えていくために

は、行財政改革による歳出の抑制や効率的な財政運営の取り組みも欠かせないところでございます。そういった危機感から、これまで一般財源から多額の繰り出しが行われながらも先送りされてきた国民健康保険事業や索道事業といった特別会計の抜本的な改革にも現在、着手したところでございます。

財政調整基金の適正規模に明確な基準はありませんが、一般的には標準財政規模の１割から２割といわれております。本村に当てはめると３億円から６億円ということになりますが、今後の行政需要の高まり、そしてまた災害対策など、そういう突発的な支出の見込みも考えながら、一定程度の積立額は確保しながらも、将来の村づくりのために、使うべきところは躊躇なく使うことも必要だろうと考えております。今後は、より難しい財政運営を迫られますが、財政調整基金は未来への備えであるとともに、今必要な投資を行うための財源でもありますので、そのバランスを的確に確保しつつ、必要な行政サービスの確実な提供と財政基盤の強化に引き続き取り組んでまいります。

２点目の、旧小学校４校の維持管理費というご質問でございました。こちらに関しましては、端的に数字を述べまして答弁とさせていただきます。本年３月に閉校した四つの小学校の維持管理経費といたしましては、大きく電気料、水道料金などの光熱水費と、燃料地下タンクの漏水検査や受電設備の保守点検といった保守管理に係る委託料がございます。

旧小学校のうち長興寺小学校に関しましては、現在、学童クラブが使用していることから、その費用は保健福祉課が所管する児童福祉費において負担をしております。これらの４月から11月までの維持管理費ですが、旧戸田小学校については約131万3,000円、旧山根小学校は約102万6,000円、旧長興寺小学校が約158万6,000円、旧江刺家小学校は約124万6,000円でありまして、旧小学校４校の11月末現在の合計額は、約517万1,000円となっております。以上でございます。

（村長　大久保勝彦君降壇）

○議長（桂川俊明君）　５番、中村國夫議員

○５番（中村國夫君）　どうも、親切丁寧な説明をいただきありがとうございました。ただ今、説明いただきましたけれども、私もあらかじめですね、再質問、村当局にお伝えしておりました。その内容をですね、今、ご答弁をいただきましたので、財政調整基金につきましては割愛させていただきまして、こちらのほうは再質問を終わらせていただきたいと思います。再質問いたしませんので、よろしくお願いいたします。

それでは次に、クマ対策について伺います。毎日、日本のどこかでクマの出没があり、人への被害や目撃場所が都市の中心地や通学路であったり、民家の蔵や住居に侵入したり、牛舎の外に置いていた飼料を食い荒らすなど、非常に危険な状況が続いています。本村においても例外ではなく、目撃情報が相次いであり、

日常生活への影響が心配されています。また、近くには子どもたちの通学路があり、登校する児童生徒の中には、安全を考えて登校班から外れて車で登校されている児童もおられます。そこで、４点について村の対策について伺います。

１点目。これまで本村のクマの目撃情報は、何件あったのか。また、クマ対策として、撃退スプレーの購入補助は考えているのか伺います。

２点目。本村において、村内各地でクマが頻発に出没し、住民の生活に大きな影響が出てきているが、村の対策について伺います。

３点目。南田地区の住民から「地区内に安全を考えて、わなを設置して」との要望がありますが、村の考えを伺います。

４点目。本村では、ハンターの育成と確保についてどのように考えているのか、伺います。よろしくお願いします。

○議長（桂川俊明君）　村長

（村長　大久保勝彦君登壇）

○村長（大久保勝彦君）　クマ対策について、４項目ご質問いただきました。まず、１点目でございます。まず、本村におけるクマの目撃情報でございますが通報件数は、今年度 11 月 30 日現在で 30 件となっておりまして、前年と比較いたしますと、前年は４件でしたので、約７倍に上っているというふうな状況でございます。元々、目撃情報の少ない本村におきましても、連日の報道などによりまして意識の高まりもあってか、今年はクマの目撃情報が多く寄せられている状況にございます。また、クマに対する撃退効果があるクマ撃退スプレーの購入助成につきましては、次の項目でもお答えいたしますが、今後検討してまいりたいと考えております。

２点目の村の対策についてでございます。先ほども申し上げましたとおり、目撃情報が 30 件という状況は、４月以降ほぼ毎週のように防災無線で注意喚起が流れるほどでありまして、イベントなどでも屋外や山林で予定していた学習会を屋内開催に変更するなど、これまでにないご負担をおかけしている状況でございます。さまざまな分野におきまして、クマの影響が生じているものと考えております。

村におけるクマ対策につきましては、住民の皆さんの安全確保と農業被害の軽減を最優先に、地域の実情を踏まえた総合的な取り組みとして推進してまいりたいと考えております。12 月には、今月ですけれども、「クマ出没警戒について」のチラシを全戸配布したところでございます。クマ対策は行政と住民が一体となり、クマを里から遠ざける活動を進めていくことが重要であると認識しております。森林と人里の境界部分では、刈り払いによる見通しの確保や緩衝帯の整備、境界付近の農地、果樹園で、冬季の餌となる作物、果実、落果物等の除去の徹底、併せて家庭ごみ、生ごみ、残さの適切な管理について、住民の皆さまへの啓発とと

もに取り組みを進めてまいりたいと考えております。これまでも、デントコーンなど農作物被害が多く確認されていることから、電気柵の設置を推進するとともに、先ほどの質問でも触れましたが、やむを得ず遭遇した場合の安全確保策として効果が期待できるクマ撃退スプレーの携帯につきましても、購入助成の方向で検討を進めてまいります。併せて、学校や保育園などの施設にも常備することで、子どもたちの安全にも配慮していきたいと考えております。こうした追い払い対策を講じながら、出没情報の共有や早期の注意喚起を行い、クマと人との遭遇機会を減らす取り組みを推進してまいります。追い払い活動を実施してもなお、人里への、頻繁に出没するおそれのある個体につきましては、関係機関と連携し行動パターンを把握した上で、被害リスクの高いエリアを重点に捕獲あるいは駆除等の対策を実施し、被害の発生の抑制を図りたいと考えております。

いずれにいたしましても、行政と住民の皆さまが一体となって追い払い対策を実行し、クマを里から遠ざける取り組みを強化するとともに、緊急時には猟友会や警察などの関係機関と連携し、安全確保と適切な対応に努めてまいりたいと考えております。

３点目のわなの設置につきましては、経験と実績のある猟友会にご協力をいただき設置等を行っております。箱わなの設置は、岩手県の捕獲許可条件に基づいて実施することになっておりますが、設置に当たっては、予備的な設置は認められていません。また期限が定められているため、やみくもに設置するのではなく、期限内に「クマが箱わなに入る確率を高める」ことが重要でございます。そのため、出没地域におけるクマの行動特性や嗜好性を把握した上で設置する必要があり、経験・実績・資格を有する猟友会にご協力をいただいているところであります。

また、特に人里へ頻繁に出没するおそれのある個体につきましては、関係機関と連携して行動パターンを把握し、被害リスクの高いエリアを重点的に対策、捕獲・駆除等でございますが、することで、被害の発生を抑制していく考えでございます。南田地区に頻繁に出没している状況があるのであれば、その情報を基に個体の行動パターンを分析し、箱わなの設置。箱わなを設置して、捕獲・駆除等が必要であると考えられますので、今後とも詳細な情報提供にご協力をいただきたいと考えております。

４点目のハンターの育成と、確保についてでございます。前の質問でも猟友会のご協力をいただいているということを申し上げましたが、現在、九戸村の猟友会員は８名のうち、緊急時に対応可能な人員は３名との報告を受けております。さまざまな対応をお願いしているものの、ハンターの人員不足は顕著となっておりまして、村にとっても喫緊の課題であるというふうに認識をしております。

村といたしましては、これまで猟友会への待遇改善のほか、狩猟免許等の取得

補助金を整備し、狩猟免許の受講手数料などの補助を行ってまいりましたが、体制は、まだその体制は大きく改善されていないのが現状でございます。今後のハンターの育成・確保につきましては、資格取得や資格維持に係る助成の拡大、緊急対応等に対する報酬の見直しなど待遇面の改善を検討するとともに、ガバメントハンターの導入による有資格者の受け入れや地域おこし協力隊の募集など、専門的に対応可能な人材の確保について、村としても検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

（村長　大久保勝彦君降壇）

○議長（桂川俊明君）　５番、中村國夫議員

○５番（中村國夫君）　ただ今、親切丁寧な説明いただきまして、大変ありがとうございました。クマ対策は、地域住民にとりまして日常生活に直結する大きな問題であると考えていますので、本村で安全対策をしっかりと進めていただくことを期待しています。

今回、私が質問いたしました３項目について、本村において熟慮され、「対話と信頼」「納得と共感」の政治姿勢の下、村政を進められますよう求めて、以上で私の質問を終わらせていただきます。

（５番　中村國夫君降壇）

○議長（桂川俊明君）　ここで、休憩を 11 時 05 分までとします。

休憩（午前 10 時 55 分）

再開（午前 11 時 05 分）

○議長（桂川俊明君）　会議を再開いたします。

休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

次に、９番、保大木信子議員の質問を許します。

９番、保大木信子議員

（９番　保大木信子君登壇）

○９番（保大木信子君）　議長の許可をいただきましたので、通告いたしておりました２項目について質問を行います。

初めに、教育環境について伺います。持続可能で良質な教育環境の整備に関する指針で、村内の小学校を伊保内小学校に統合、九戸村立九戸小学校として開校した後、令和 11 年をめどに九戸村立九戸学園(仮称) として、小中一貫校または義務教育学校を開校するとの案が出されました。

令和 11 年をめどには、「教育内容」であると考えます。まず、どちらにするかを検討して進めることが筋ではないでしょうか。前回もそうでしたが、教育長不在の今、学校建設だけが前に進む、その状況は受け入れることができません。私は、子どものことを考えるなら教育内容を充実すべきだと思います。新しい学校

だから生徒が増えるわけではなく、「教育内容が他とは違う」「充実して友だちと仲良く過ごせる」「不登校児がいない環境」こそが、生徒数を増やせる要因になり得ると考えます。九戸小学校の生徒は今、友だちも増え、生き生きと生活しています。九戸村の学校に入れたくない親御さんは、学校が古いからではなく、複式で友だちが少ないからではなかったのではないでしょうか。教育長もそれ相当の方でなければ、義務教育学校の教員の確保や、カリキュラムを策定などできません。不在の中で、進めてよいものでしょうか。

今、小・中学校建設用地検討委員会が開催されていますが、先日、傍聴に行きました。村内２カ所の候補地が挙がっていましたが、持続可能で良質な教育環境の定義の策定に当たっての留意点に書かれてありますが、第２案では「中学校用の施設に、伊保内地区に教育、コミュニティ、防災といった複合的役割を持たせることを含めて検討することを想定している」とうたわれています。第２案とは、小中一貫校または義務教育学校を開設するということです。このことは、見落とされて進められている気がします。用地検討委員会の中で、何度ともなく狩野教授が、当局側に「一つに決定をしてほしい」とか、「用地に順位をつけてほしいと言われている」と話されていましたが、私はその必要はなく、用地２案を持って、それぞれのメリット、デメリットを書き出し、村民に説明に当たるべきだと考えます。持続可能な良質な環境の策定に当たっての留意点をきちんと説明し、答申すべきことだったと思いますが、そのことを伝えず今後進められるのであれば、候補地に挙がっている九戸中学校の敷地になった場合、今の中学校の校舎は取り崩すか否か、取り崩しの費用はどれくらいかかるかなど、具体的数字を出して説明し、賛否を伺うべきです。

伊保内小学校の敷地内の案も出ていました。用地も取得しないのであれば、条件的には同じだと考えます。そのときに敷地の狭さが出ましたが、令和７年度の予想出生数は４人と聞いています。広すぎる敷地や大きい建物は、維持管理が困難で、必要なくなるのではないでしょうか。私はそう考えます。建設は急いで決めるのではなく、これからの生徒数の推移や財源確保など検討に時間をかけて、村の事業に汚点を残さないよう確かな計画を立てる必要があると私は考えます。

では、質問します。一つ目は、学校建設の前に義務教育学校か小中一貫校にするのかを検討し、決定するのが本来の進め方と捉えるが、教育長不在の今、どのように進めるつもりかを伺います。

２点目は、用地検討委員会の答申を受け、学校建設に向かう予定だと考えるが、学校規模や財源について具体案を持って村民に説明し、理解を得られてから進めるべきではないか。また、村の財政が厳しい中、学校建設に踏み切って良いものかも村民に問う必要があると思うが、村長はどのように考えているのか伺います。

（「議長」の声あり。）

○議長（桂川俊明君）　村長
○村長（大久保勝彦君）　答弁に入る前にですね、ただ今、保大木議員の質問に当たりまして、考え方を１点確認したいと思いますので、反問権の行使の許可をお願いいたします。
○議長（桂川俊明君）　反問権の行使を許可いたします。
村長
○村長（大久保勝彦君）　ただ今のご質問の中でですね、２点目でございます。村の財政が厳しい中、学校建設に踏み切ってよいのかも村民に問う必要があると。「村民に問う」とは、どういうふうなイメージですか。お伺いをしたいと思います。先ほど私はアンケートにつきましては、現時点の考え方は、アンケートについては、疑問を持っているということを、先ほどの一般質問の中で答弁させていただきました。あらためて村民に問うこの手段、あるいはそういうふうな部分、何かお考えがあるのであれば、確認させていただきたいというふうに思います。
○議長（桂川俊明君）　９番、保大木信子議員
○９番（保大木信子君）　反問に答弁いたします。説明をした後に、投票でもすればよろしいんじゃないでしょうか。
（「住民投票ですか」の声あり。）
○９番（保大木信子君）　しても、はい。
○議長（桂川俊明君）　反問に対する回答がなされましたが、村長、これでよろしいですか。
（「よろしいです」の声あり。）
○議長（桂川俊明君）　それでは、一般質問を再開いたしますので、事務局は質問時間の停止を解除してください。
村長
（村長　大久保勝彦君登壇）
○村長（大久保勝彦君）　教育環境について、２点ご質問いただきました。まず、１点目でございます。学校建設の前に、義務教育学校か小中一貫校かを決定すべきではないのか。教育長が不在の中で、どのように進めるつもりかというご質問でございました。先ほど、中村議員への答弁でも触れましたが、現在の九戸小学校、九戸中学校の校舎は、共に建設から 40 年以上が経過しており、老朽化が進んでおりますことから、将来的には建て替えが、両校とも出て来る大きな課題になってくるのは明らかでございます。そういったことを踏まえますと、義務教育学校か小中一貫校かに関わらず、新たな校舎の建設は避けられないだろうというように私は考えておりまして、そうした前提、見通しに立って、建設用地の検討委員会を設置して、ただ今、検討をいただいているところでございます。
本年４月に、五つの小学校を統合しましたが、現在、子どもたちが通っている

九戸小学校は、その五つの小学校の中でも、最も古い校舎であります。もちろん校舎が古いことが、すなわち教育環境が悪いというものではありませんが、やはり半世紀ほど前の学校教育の視点で建てられた校舎であることは否めず、ＩＣＴ教育をはじめとする現在の、新時代の教育課題に十分に対応できる設備とは言えないというふうに考えております。そして、九戸村の子どもたちに可能な限り、他の学校に見劣りしない、より良い学習環境をできるだけ早く整えてあげたいと、私は常日頃からそのように考えております。

間もなく、義務教育学校か小中一貫校かといった結論が教育委員会から出されると聞いております。また、学校建設用地に関する答申も、近々得られると聞いております。これらを合わせまして、村長として、私の責任において最終決定を行い、保護者をはじめ村民の皆さまへの説明を尽くしていきたい。説明を行っていきたいと、考えております。くしくも、先ほどご指摘のとおり、現在教育長が不在の折ではありますが、もとより教育委員会は首長から独立した合議制の行政委員会であり、教育行政の責任主体であります。現在空席となっております教育長職に関しては、早期に後任の方を議会に提案できるように、ただ今、最大限努力しているところでございますが、この村の最重要課題に向かっては、教育委員会としてもその機能を最大限に発揮して、なすべきことを着実に進めていただきたいと考えているところでございます。

２点目でございます。学校の規模や財源について具体案をもって説明した上で、理解を得てから学校建設を進めるべきではないか。また、財政状況が厳しい中で、学校建設に踏み切るか、踏み切るべきかを村民に問う必要があるのではないかとの２点のご質問でございます。

学校規模に関しては、先ほどの中村議員のご質問にも関連しますが、建設用地や、その面積が決定しない限り、お示しすることができないということは、ご理解いただけるものというふうに思います。その上で、お答えいたしますが、「建設用地」「再編の方向性」「学校規模」「建設費用」、さらには「財源」といったすべてを具体的にそろえてから、はじめて村民の皆さんに説明するということでは、丁寧な説明という意味においては逆行するのではないかと私は考えております。

まずは、学校の再編の方向性、すなわち「義務教育学校か小中一貫校か」「施設一体型か分離型か」、そして「建設場所」はどこにするのか。その向かおうとする大きな方向性について、まずは説明を尽くしご理解を得た上で、次のステップに進む。つまり、手順をしっかりと踏まえるということが丁寧な説明であり、行政の常道ではないかと考えるところでございます。

実務上のお話をさせていただきますと、建設用地の面積が決まらないうちは、その先の基本設計や建設費を積算する実施設計に進むことはできません。また、基本設計や実施設計は当然予算を伴うものでありますので、議会に予算確保をお

願いするだけの具体的な根拠が求められるということは、今さら申し上げるまでもないことでございます。このように、用地も含めて学校規模から財源まですべてを具体的に取りそろえて、はじめて住民の皆さまへの説明に入るということは、現実的には不可能であると思います。また、丁寧な説明を行っていくという観点から、段階的に順序を追って、ご理解を得ていくというプロセスも重要であることについては、ご理解をいただけるものというふうに思います。

そしてもう一つ、財源が厳しい中、学校建設そのものが必要かどうかを村民に問うべきではないかとのご指摘でございます。私にとりまして「村民に問う」という言葉は、非常に重いものがございます。選挙におきまして村民の負託を受けて、この村政の最終責任者の職にある者として、軽々に口にすべき言葉ではないというふうに考えているところでございます。「学校建設そのものが必要かどうか」、「村の財政状況の見通し等も踏まえた上で」、まさに村民の皆さまの負託を受けた村長としての責任において決断するというのが、今、私に課せられた責務であるというふうに考えているところでございます。以上でございます。

（村長　大久保勝彦君降壇）

○議長（桂川俊明君）　９番、保大木信子議員

○９番（保大木信子君）　再質問させていただきます。村長は、持続可能で良質な教育環境の指針の中に策定に当たっての留意点として、「中学校用の施設に伊保内地区に教育、コミュニティ、防災といった複合的役割を持たせることを含めて検討することを想定している」という一文があったことを把握していましたか。把握していたなら、用地検討委員会にその旨を伝えましたでしょうか。

○議長（桂川俊明君）　村長

○村長（大久保勝彦君）　用地検討委員会にその旨を伝えたかどうかでございますが、用地検討委員の皆さまには、白紙撤回をされた当時の状況、併せて現在の指針につきまして、資料提供をさせていただきました。その部分も含めて委員の皆さまは、「ご存じだ」というふうに私は思っております。用地検討委員会は、私は出席しておりません。私が出席することによって、いろいろ委員の皆さんにも自由な議論に支障があるかな、どうか、ちょっとあれですけども。私は、いずれ委員の皆さんに自由にその方向性を検討していただきたいということだけは、お伝えをしながら、あとは委員会の運営に任せております。

それからもう１点なんでしたっけ、コミュニティの指針の中の部分でございます。

（「はい」の声あり。）

○村長（大久保勝彦君）　はい。その部分につきましても私も目を通しております。

（「伊保内地区という」の声あり。）

○村長（大久保勝彦君）　伊保内地区、そのとおりです。はい。今後ですね、当然、

指針がまとまり、あと義務教育あるいは小中一貫校になる。今後どういうふうに進めていくか分かりませんが、最終的にはご存じのとおり、白紙撤回の際もそのとおりですが、いずれ議会の皆さんが最終的に判断していただくことになると思いますので。併せて私は、村民の皆さんにもご理解をいただきながら、常に議会の皆さまにも情報提供をしていくつもりでございますし、また、真摯に協議・検討させていただきたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（桂川俊明君）　９番、保大木信子議員

○９番（保大木信子君）　もう一つ再質問させていただきます。用地検討委員会の答申は、今も一つに絞ったほうが良いとお考えですか。教授が、「何度も村当局のほうから一つに絞ってほしい」あと、「順位をつけてほしいと言われている」というお話をされていましたので、そのことをお願いいたします。

○議長（桂川俊明君）　村長

○村長（大久保勝彦君）　あくまでも委員会の運営でございますので、最終的に委員の皆さまの判断だと思います。私がここで、それを一本化するとかしないとか、要請したということでは、今、私のほう、現時点ではお答えはできません。いずれ委員の方々が、委員会の総意で決めていただくことだと、私はそう思っております。私がここで考え方を述べるのは、まだ答申をいただいておりませんし、逆に委員会に失礼なことだというふうに思っております。以上でございます。

○議長（桂川俊明君）　９番、保大木信子議員

○９番（保大木信子君）　じゃあ、再度聞きます。「村長のほうから、一つに決めてくれと言われている」と何度もお答えになっていましたけども、それは違いますでしょうか。

○議長（桂川俊明君）　村長

○村長（大久保勝彦君）　その経過は、私は分かりません。直接、私は委員長にお話をした経過はございません。公式に、正式に。また、委員会の打ち合わせも、私は委員長さんとも打ち合わせをしておりません。あくまでも委員会で、「自由に、いろいろ思いはあるでしょうから、自由に発言してやってください」というだけ、私は申し上げております。以上でございます。

○議長（桂川俊明君）　保大木議員。３項目、今の項目が３回ですので、ご了承ください。

（「はい」の声あり。）

○議長（桂川俊明君）　９番、保大木信子議員

○９番（保大木信子君）　村の存続がかかっている大きな問題です。子どもたちに新しい学校提供ができれば何よりですが、村の、これからの、真剣に考える必要があります。村民のため何が優先させるべきなのか、執行機関側も、議員もよく考え、進められたらと思っております。

次の質問に入ります。村民の健康対策についてです。岩手県は、脳血管疾患男女とも全国ワーストワンです。県の中でも、九戸村の女性の標準化死亡比がワーストワンです。原因は、食事や運動など幾つかの要因での疾患であります。村でもいろいろな対策を講じていると思われますが、健康寿命を延ばすためにも、これからも続けていかなければなりません。

質問に入ります。１点目は、村民の健康寿命を延ばすために、各団体の活動が活発に行われ、今現在は積極的に協力してもらえていますが、あと数年もすれば、ボランティア活動に頼れない時代になるのでは。その前に、ぜひ役場内の体制を充実させる必要があると考えますが、見解を伺います。

２点目は、保健師や管理栄養士などの人員確保が必要ですが、どのような対策を講じ、確保するつもりですか。財政難を理由にせず、使うところには使い、村民の健康を守ることが大切ではないか、村長に伺います。

○議長（桂川俊明君）　村長

（村長　大久保勝彦君登壇）

○村長（大久保勝彦君）　村民の健康対策について、２項目ご質問をいただきました。まず１点目でございます。村民の健康対策に関するボランティア団体の活動についてのご質問でございますが、行政報告でもご紹介申し上げましたとおり、くのへ健康フェスタの開催や地域包括支援センター主催の事業など、村民の健康に関する事業・イベントの実施に当たりましては、食生活改善推進員やリハくのへの会をはじめとするボランティア団体の皆さまは、欠かせない存在であるというふうに認識をしております。その他にも村内には、さまざまなボランティア団体が存在しておりまして、こうした団体や個人の方々の活動によって、村の各種事業を進めるに当たり、多大なるご協力をいただき、村民の健康づくりをはじめとする村の施策の推進に大きく寄与していただいております。活動を支えてくださっているボランティア団体の皆さま、そして趣旨に賛同しご協力をいただいているボランティアの皆さまに対し、心から感謝と敬意を表するものであります。

また、現在活動されている各種ボランティア団体からは、会員の皆さまの意見や要望も伺っており、新たな会員の確保や育成、持続可能な活動の在り方など、さまざまな課題があることも認識をしております。これらの課題につきましては、団体の趣旨を尊重しつつ、必要に応じて民間企業の知見や協力も得ながら、村としてより良いボランティア活動を支援できる体制を整え、ボランティア活動に参加いただける皆さまを増やしていけるように必要な支援や協力を行い、村民の健康づくりをはじめとする各種事業の推進に努めてまいりたいと考えております。

併せまして、村といたしましては、団体の自主的な取り組みを尊重しながら、将来的な人材確保の課題を見据え、その活動を村として継続的にサポートする体制づくりも検討していく必要があろうかと考えております。ただ、その中では、

行政とボランティア団体で担うべき役割を整理して、明確化することが不可欠であると考えております。

行政は、健康施策の基本的方向性を示すとともに、データに基づき優先すべき課題を分析し、必要な支援や事業を安定的に提供することが第一であります。特定健診結果や介護データ等を基に生活習慣病の予防、フレイル予防などの重点施策を明確にし、継続的な相談・指導を行う体制を整えていくことが行政の責務であるというふうに考えております。また、ボランティア団体活動の負担を軽減するための物品購入や研修会等の実施、材料費や会場使用料の支援などボランティアを含め、地域活動を「支える立場」としての責任を果たしてまいりたいというふうに思います。一方で、ボランティア団体ならではの役割、すなわち行政だけでは担いきれない役割もございます。住民同士の「顔の見えるつながり」を基盤としたサロン活動や見守り活動、地区栄養教室、地域リハビリ教室、さらには日常生活でのちょっとした支援など、地域の人間関係を土台とした取り組みがその例であります。

専門性や継続性が求められる分野は行政が主体的に担い、地域の強みである共助の力については、行政が支えながら進めて行くという役割分担を明確にし、ボランティア団体をサポートする外部人材の登用なども含めて、健康づくり支援機能を高める組織体制の整備など、持続的に取り組める仕組みづくりを進めてまいりたいと考えております。今後とも地域団体との協力関係を大切にしながら、村民の皆さまの健康寿命の延伸に向け、安定したサポート体制の構築に努めてまいる所存でございます。

次に、２点目でございます。ご指摘のとおり、保健師や管理栄養士など、村民の健康を支える専門人材の確保は極めて重要であり、今後の村の保健事業の質を維持・向上させる上で不可欠であると認識しております。こうした中で、保健師や管理栄養士などの専門職の確保につきましては、当村もそのとおりでございますが、多くの自治体で課題となっておりまして、とりわけ本村のような過疎地域においては極めて厳しい状況にあります。

保健師の確保に関しましては、看護学生が当村で実習を行う際、実習生に対して保健師業務の魅力を伝えるなど、村の保健師として採用につながる働きかけを行っているところでございます。また、市町村における保健師採用の困難性が高まっていることから、今年度、岩手県が実施している「市町村職員共同選考採用」の取り組みに本村も参加しております。この制度は、保健師を希望する市町村が県に申し込みを行い、県がホームページへの掲載のほか、県内外の看護学部を有する大学、ハローワーク、ふるさと定住財団、ジョブカフェいわて、岩手県東京事務所などさまざまな機関を通じて周知することで、人材確保を図るものでございます。なお、本制度の受験受付期間は、本年 12 月 26 日までとなっておりまし

て、本村といたしましても受験者があることを切に願い、期待を込めて待っているところでございます。

管理栄養士につきましては現在、九戸教育施設運営会より１名を出向いただいている状況です。健康増進のための栄養指導や給食管理など、専門知識と技能を備える管理栄養士は村にとって必要不可欠な人材であり、これも市町村職員共同選考採用の募集職種に加えていただくよう要望することも含め、正職員としての確保に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

先ほどの教育環境に関するご質問の中では、財政が厳しい中で学校建設に踏み切っていいのかというお話もございましたが、学校問題も同様に、「住みたい村、住み続けたい村」を創っていくためには、議員がおっしゃるとおり財政状況にかかわらず、必要とされる分野へ必要な予算を躊躇なく、かつ適時、適切に配分することが非常に重要であると認識をしております。そういったことから、限られた財源の中ではありますが、専門職の確保や保健事業の充実に資する施策につきましても、財政上の優先度を見極めつつ、今後の村づくりに必要な投資として、適切に実施してまいりたいと考えております。以上でございます。

（村長　大久保勝彦君降壇）

○議長（桂川俊明君）　９番、保大木信子議員

○９番（保大木信子君）　今現在、ボランティア活動に頼りすぎている点があるように見受けられます。負担が多い職員の軽減も図りながら村民の健康寿命が伸びるよう、これからも活動していくためにも、早急に体制が整うことを願い、質問を終わらせていただきます。

（９番　保大木信子君降壇）

○議長（桂川俊明君）　これで９番、保大木信子議員の質問を終わります。

次に、２番、久保えみ子議員の質問を許します。

２番、久保えみ子議員

（２番　久保えみ子君登壇）

○２番（久保えみ子君）　それではお許しをいただきましたので、４項目を通告しておりました質問事項について、質問させていただきます。初めに、村民一人一人の声をしっかり聞いて、村政を進めることについて伺います。

一つ目は、村では７月に、第２次九戸村総合発展計画後期基本計画を策定するに当たり基礎資料とするために行うとして、住民 1,000 人を対象に無作為に抽出したかたちで、住民アンケート調査を行いました。住民の声や意見を伺う取り組みは大変に貴重だとは思いますが、住民みんなの意見や要望をしっかり聞くことが大切ではないでしょうか。そしてそれは、いわば当たり前の行政としての役割でもあると思います。アンケートの結果も、取りまとめたようです。その結果を、村長はどのように受け止めているのかについて、お伺いします。

二つ目は、アンケートの中には、「政策について満足度を問う」設問もありました。意見を書き込む項目もありました。それぞれの村民の声を、村政にどのように生かしていくお考えなのか、お伺いします。

○議長（桂川俊明君）　村長

（村長　大久保勝彦君登壇）

○村長（大久保勝彦君）　村民一人一人の声をしっかり聞いて村政を進めることについて、２項目いただきました。まず一つ目の答弁でございます。第３次九戸村総合発展計画後期基本計画の策定に向けて実施した住民アンケート調査につきましては、村政調査会におきましても議員の皆さまへ、情報提供をさせていただいております。調査対象は、18 歳以上の村内在住者 1,000 人を無作為に抽出し実施したもので、365 票の回答をいただいたところであります。「住民アンケートの結果をどのように受け止めているか」とのご質問でございますが、村民アンケートの結果は、村民の声を行政の意思決定に反映させる上で極めて重要な現場データの一つでございます。今後の施策形成における、根拠となる貴重な情報資源であると認識しております。調査結果は、単なる数値の集計にとどまらず、多様な住民層から寄せられた自由回答も含めて、総合的に把握することが必要であると考えております。結果を受け止めるに当たりまして、全体としての傾向と個々の意見を丁寧に精査し、どの分野に強い要望が集中しているのか。また、どの分野で、現状に対する不満や不安が生じているのかを整理してまいりたいというふうに思います。

今回のアンケート結果では、村への愛着度に関する問いでは、「村に愛着を感じる」という方が７割を占めたこと。また、定住意向の問いに対し、「住み続けたい」「これからも済み続けたい」という方が８割弱となっていることについては、私としても安堵するとともに、これまでの村が取り組んできた政策が一定程度効果を上げているものというふうに受け止めております。一方で、「むらづくりの満足度」においては、「雇用対策の充実」や「商業の活性化」などの不満も指摘されており、これらの点につきましては、商工会など関係する機関と連携を図りながら今後、改善に向けて取り組んでまいりたいというふうに考えております。

２点目の質問でございます。次に、「村民の声を村政にどのように生かしていくのか」とのご質問でございます。先ほどの質問でも答弁いたしましたとおり、村民の声は、行政の意思決定に反映させる上で最も重要な現場データの一つでありますので、今後の施策形成の根拠となる貴重な情報資源であると認識しております。これらのご意見につきましては、現在見直しを進めております九戸村総合発展計画や九戸村総合戦略に反映させることで、今後の村政に生かしてまいりたいというふうに思います。

なお、これから年度末に向けてではございますが、今のこのアンケート含めて、

総合発展計画の見直しに係る村民の皆さまとの懇談会を開催する予定でございます。いずれ、今いただいたデータを村民の皆さんにも共有しながら、村の今後の総合発展計画後期計画の、これからこういうふうな村づくりを進めていくんだということを、これもまた村民の皆さんに、私が現場に赴きながら、繰り返し村民の皆さんと、そういう共有の時間を取っていきたいというふうに思います。

先ほど、今、移動村長室もやっております。この前、18 回目終わりました。今後とも時間を見計らいながら、村民の皆さんの声を聞いて、しっかり聞いていきたい。そのように、私の、先ほど中村議員にも指摘いただいたとおり、「対話と信頼・納得と共感」、その部分は、私の基本的な政治姿勢でございますので、そのように、村民の皆さんの元にお邪魔しながら対話してまいりたいというふうに思います。よろしくお願いします。

（村長　大久保勝彦君降壇）

○議長（桂川俊明君）　２番、久保えみ子議員

○２番（久保えみ子君）　今おっしゃられたように、しっかりと聞いて、それを今住んでいる人たちが、これからも安心して暮らせる村になるような政策を計画していってほしいと思います。以上で終わります。

２項目目は、若い世代への支援について伺います。一つ目は、若い世代の所得を増やす支援策について伺います。私は、９月議会でも取り上げました。どうしても、若い世代の所得を増やす支援が村政に求められていると強く思っているからです。市区町村別の、令和３年度の平均所得が公表されていますが、九戸村は 239 万 8,375 円で、岩手県で最下位です。全国では、1,704 番目です。そして、令和６年度における村民所得について、特に 20 代、30 代、40 代の実態では、所得金額が０円から 50 万円以下が 222 人です。50 万円を超え、100 万円以下が 61 人です。100 万円を超え、150 万円以下が 124 人です。このように、九戸村の 20 代、30 代、40 代で、407 人が 150 万円以下となっています。岩手県全体で見ても、全国で見ても九戸村民全体の所得が低いし、若い世代にとって九戸村で生活する条件として最も必要としていることは、賃金の引き上げをはじめ、所得を増やす政策だと認識するものです。これこそが、村政の優先的な課題ではないでしょうか。

ところが９月議会では、村長からは具体策が述べられない感じでした。ご承知のように、全国に先駆けて、岩手県が県独自に賃金引き上げへの支援策を進めています。是非とも村でも、賃金引き上げへの支援をはじめ、若い世代の所得を増やす支援策を最優先で実行すべきではありませんか。あらためて、若い世代の所得を増やす支援策についてお伺いします。

二つ目は、若い世代への支援として、単身者向けの住宅も必要との声がありますし、私も必要だと思います。村の対策について、お伺いします。

三つ目は、子育て中の家庭への、子育て支援の充実強化の対策について、伺い

ます。安心して子育てがしやすい村になっていくことは、ますます切実に求められています。九戸村においては、子育て支援に力を入れていますが、さらに拡大し充実させていく必要があります。

学校給食費無償化、こども手当、制服代補助など九戸村の子育て支援が喜ばれていますけれども、もっと支援を拡充強化していくべきだと思います。お金のあるなしでなく、どの子も安心して学び成長できるように、村政が役割を果たす必要があります。せっかく村独自に支援するこども手当は、当初のとおり毎月のこども手当に戻し、小・中・高の入学時の準備費用の負担への支援や修学旅行などの教育の負担への支援、大学、専門学校などの学費への支援や奨学金返済の減免など、さまざまな支援に取り組んでいくべきではないでしょうか。就学援助制度の積極的な活用への取り組みも含めて、子育てがしやすい村にしていくように、子育て支援をさらに充実強化していく村政が求められていると思います。子育て中の家庭への、子育て支援の充実強化の村の対策について、お伺いします。

○議長（桂川俊明君）　村長

（村長　大久保勝彦君登壇）

○村長（大久保勝彦君）　若い世代への支援についてということで、３項目のご質問をいただきました。まず、１点目でございます。若い世代の所得を増やす支援策についてということでございました。所得向上は、まず第一に、国の責務であるというふうに認識しております。今年度も、全国的に最低賃金が大きく上がりました。そういった部分を含めれば、国の政策の動向によるところが大きいかなというふうに思っております。そういう、その所得向上は、国の責務であるとの認識の下に、地方自治体としては、国の施策を地域の実情に適合させ所得を安定的かつ持続的に向上させるための環境づくりを担う役割があるというふうに考えております。

国におきましても、総合経済対策を通じまして、物価高騰の影響を受ける家計や事業者を支える財源措置が講じられてきました。具体的には、令和６年度補正予算におきまして、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金や電気・ガス料金負担軽減支援事業、燃料油価格激変緩和対策事業などが計上され、今年度、令和７年度におきましても、先般、国で閣議決定されました経済総合対策により、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金が拡充されるなど、国民生活と事業活動を守るための財政措置が講じられております。

これらの施策を地域の実情に合わせて適切に活用することが、地方自治体の責務であり、これが所得の安定につながる一つの方法だというふうなことで、認識をしております。現在、村が取り組むべきこととしては、これらの予算執行を通じまして、これまでの施策を継続するとともに、農業者や商工業者をはじめ、物価高騰の影響を直接受けている村内事業者への皆さまへの経営下支えを継続して

行うことが必要であると考えております。
今後、国の令和７年度補正予算で配分される物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した事業につきましては、現在、各課に対して事業検討を指示しているところでありまして、９月定例会の一般質問におきまして久保議員からご質問のありました、「県が実施する中小企業賃上げ支援への上乗せ支援」につきましても、現在、県も実施する方向というふうに聞いておりますので、県の事業内容を見ながら、併せて村の上乗せの部分につきましても、上乗せ支援につきましても検討してまいりたいと思います。いずれにいたしましても、早期の予算執行に努め、所得の安定確保を図ってまいります。
また、先ほど最低賃金の話をいたしました。いずれ、私どものこういう中山間地での事業者の方々に言わせますと、「この最低賃金を支払える余裕は、もうない」というふうなお声もいただいております。しっかりと、最低賃金を上げるのであれば、「国でその部分の財政支援をするべきだ」というふうな意見もいろいろ出ております。このことにつきましては、岩手県町村会等と連携しながら、経済対策のさらなる国からの財政支援と地方経済の再生について、引き続き県内町村長が一丸となって、国に強く要望してまいりたいと考えているところでございます。
２点目でございます。単身者向けの住宅も必要との声もあるが、村の対策についてということでございます。現在、村営住宅は 101 棟のうち８棟が空室。そして若者定住促進住宅は、28 棟のうち２棟が空室となっておりまして、ただ今募集を行っているところでございます。単身者から村営住宅への入居希望についても、年間数件の問い合わせをいただいておりますが、入居要件において所得や年齢等の制限があることから、要件に合致しない場合には入居をお断りしている状況にあります。このことからも、一定の「単身向け住宅」の需要はあるものと推測しております。
しかしながら、住宅、アパートもあれなんですが、住宅整備を進める際には、村内でも民間事業者がございます。民間事業者と競合しないように、需給状況を正確に把握することが最優先であると考えております。現在も、村内の事業者の皆さまから空室があるという情報をいただいているところであり、村の人口動向、それから世帯構造、雇用機会などのデータを基に、実際に不足している居住ニーズを明確にし、空き家の活用策とあわせて検討する必要があると考えております。新たな単身者向け住宅の整備につきましては、これらの状況を踏まえ、もう少し検討させていただきたいと思います。この前は、西和賀町さんでそのような取り組みをしているということで、町村長が視察した経緯もございまして、他の市町村の取り組み事例を参考にしながら、村でも実現可能性を追求していきたいというふうに思います。
それから（３）の、子育て中の家庭への子育て支援充実強化の対策についてで

ございます。言うまでもなく、若い世代やその子どもたちは、将来の九戸村を担う非常に貴重な存在でございます。村といたしましても、現在実施している支援策に加え、今後はより身近で保護者に負担をかけることなく、気軽に子育てに関する悩みや困りごとを相談できる「利用者支援」の実施を検討するとともに、保育園等における保育環境の改善や職員配置の見直し、処遇改善等のさらなる検討を行い、支援の質、質をですね、支援の質を一層向上させていく必要があるというふうに認識しております。

こうした取り組みを進めるために必要な体制整備などについて検討を重ねて、今後も子育て世帯への支援の充実・強化に努めてまいります。いずれ私も、子育ては地域の、本当に宝でございますので、村政の、応援していくというふうな姿勢は変わりはございません。以上でございます。

（村長　大久保勝彦君降壇）

○議長（桂川俊明君）　２番、久保えみ子議員

○２番（久保えみ子君）　ありがとうございます。ぜひとも全項目、前きに検討していただきたいと思います。以上で終わります。

○議長（桂川俊明君）　お昼時間ですが、このまま一般質問を続けます。よろしくお願いします。

○２番（久保えみ子君）　それでは、３項目目は、水道未普及地域対策についてお伺いします。村内には、村の水道水がない未普及地域が 31 行政区のうち 14 行政区に点在して、96 世帯あります。村民の声を紹介します。「村の水道料金の支払いはないが、本来であれば同じ村民税を払っているのだから、同じサービスを受けてもいいのではないか。上水道がある地域には、村が多額の工事費をかけて設置したはずだ。未普及の地域では、水道工事をしようとしても少しの補助しかない。不公平に感じる。」また、「今年の夏は水不足で、お風呂にも入れない日があった」とか、「洗濯は沢まで行って洗った」という声もありました。蛇口をひねれば、ジャーっと水がいつでも使える地域の人には、想像がつかないようなお話を聞きました。水のない生活は、本当につらいと思います。死活問題だと思います。未普及地域の、生活水の確保対策をどのように考えているのかをお伺いいたします。

○議長（桂川俊明君）　村長

（村長　大久保勝彦君登壇）

○村長（大久保勝彦君）　水道未普及地域対策について、ご質問をいただきました。本村における水道未普及地域の生活水の確保について、お答えいたします。本村の水道未普及地域にお住いの皆さまは、令和６年度末現在の行政区域内人口で、215 人という状況にあります。また、水道未普及地域の生活水の確保対策といたしましては、平成 20 年度に水道未普及地域の皆さまが継続して衛生的な飲料水を確

保できるよう、九戸村水道未普及地域飲料水確保対策事業補助金交付要綱を制定し、飲料水の確保を支援してまいりました。これまでの実績といたしましては、18 件、23 世帯を対象に 422 万 5,000 円の補助金を交付している状況でございます。しかしながら、近年の未普及地域における住民の皆さまからの相談として、「過去に村の補助事業で整備した取水施設が渇水し、給水できない状況だが、補助制度上、再度の施設整備が補助金の対象とならない」という事例や、「設置した井戸用ポンプが故障したが、法定耐用年数を経過していないため、補助対象とならない」というような事例が報告されております。

村といたしましては、今後も既存の補助事業を継続するとともに、未普及地域の皆さまから生活用水の確保状況や要望を伺いながら、補助金の必要性と制度の見直しを検討してまいりたいというふうに思います。この部分につきましては、今、担当課に検討の指示をしたところでございます。以上でございます。

○議長（桂川俊明君）　２番、久保えみ子議員

○２番（久保えみ子君）　水がないっていう生活は、本当にしんどいと思いますので、真剣に対策を考えていただきたいと思います。

次に、４項目目は、子どもたちが安心して通える学校のあり方について伺います。一つ目は、義務教育学校にした学校でも不登校が問題になっていますが、どのように認識しているのかを伺います。小中一貫校の不登校が増え続けています。その中には、９年間のプログラムを作る義務教育学校にして中１ギャップへ対処するなどとした小中一貫校においても、不登校が問題になっている現状があります。例えば、2016年４月に義務教育学校に移行した県内のある学園は、「不登校が増えてきたために、子どもたち一人一人が安心して通える学校が必要であると考えて、不登校の対策として、具体的には小中一貫校とは別に新たに不登校児童生徒が通うことができる学校をつくって支援に取り組んでいる」といいます。子ども一人一人に寄り添って、安心して通える学校にしていくことが求められているからにほかなりません。このように、小中一貫校など義務教育学校にした学校でも不登校が増えて問題になっている現実を、村長はどのように認識しておられるのか、お伺いします。

二つ目は、学校施策について、子どもたちの意見を反映させることが、こども基本法で義務付けられています。これからの学校づくりのために、子どもの権利を保障すべきでありますが、認識を伺います。

2022 年に制定されたこども基本法に、子どもの最善の利益など理念的な４原則が盛り込まれ、こども施策に対するこども基本法第 11 条、子どもの意見表明権の行使が義務付けられたことは、大きな意味を持つものです。これは、国および地方公共団体に対し、子ども施策の作成、実施、評価に当たっては、その対象となる子ども等の意見を反映させるために、必要な措置を講じることを義務付けたも

のです。このように、子どもたちの意見を反映させることが、こども基本法で義務付けられています。これまでは、当事者である子どもの声は、あまりに無視された経緯にあります。これからは、子どもの権利を保障すべきであります。村長の認識をお伺いします。

○議長（桂川俊明君）　村長

（村長　大久保勝彦君登壇）

○村長（大久保勝彦君）　子どもたちが安心して通える学校のあり方について、２項目のご質問をいただきました。本年10月に公表されました「令和６年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果」では、全国の不登校児童生徒数は35万3,970人と、前年度から7,488人増加して過去最多となっているということが報告をされております。増加率は、小学校で 5.6％、中学校で 0.1％と、令和５年度調査に比べて増加率こそ低下しているものの、不登校児童生徒数は、12 年連続で増加し続けているという状況のようでございます。この傾向は岩手県においても同様で、不登校児童生徒数 3,351 人は、前年度から 314 人増加しており、全国と同様に過去最多となっております。この調査は、小学校、中学校、そして高等学校の三つの分類でそれぞれの人数等を捉えており、義務教育学校や小中一貫校という区分では公表されておりませんが、全国、県共に小学校、中学校でそれぞれ増加していることを踏まえれば、不登校児童生徒の増加は、義務教育学校に限った問題でないことは明らかであるというふうに言えると思います。

子どもたちが不登校に陥る要因は、学校の種類に関わらず、その子ども一人一人が抱えている事情によって、多種多様にわたるというふうに考えております。子どもの不登校を防ぐ特効薬というものはなく、学校や家庭の日々の生活において児童生徒一人一人を注意深く見守ることによって、子どもたちの小さな変化を見逃さず、できる限り早期に発見し、その子の事情に応じた適切なアプローチをすることが大切だと考えております。「一人ひとりに寄り添った教育」の徹底と、学校に行きたくなるような学校づくりや、子どもたちが相談しやすい体制整備など、教育委員会と各学校、そして保護者が密に連携して着実に進めていただきたいというふうに考えております。

今年度は、教育委員会と学校の要望に応え、特別支援教育支援員や学校用務員を増員しております。子どもたちを見守る大人の目が増えることによって、拾い上げられる子どもの変化もあると思います。先生方、それから支援員・用務員まで「チーム学校」として、この問題には取り組んでいただきたいと考えております。また、今後におきましても、そういった体制整備に必要な予算があるのであれば、要望を踏まえて前向きに検討していきたいというふうに考えております。

二つ目のご質問でございます。二つ目のご質問は、こども基本法の趣旨に沿っ

て、学校施策や学校づくりに子どもの権利を保障すべきという趣旨のご質問でございました。まずは、一口に「学校施策」と言っても、さまざま広範囲にわたります。その中には、子どもたちの意見を反映させやすいものと、私たち大人が責任を持って考えなければならないものがあり、それはケースバイケースであろうかと感じているところでございます。学校における子どもの権利保障に関しましては、前回定例会におきまして、久保議員からのご質問に対し、前の教育長が答弁したとおり、「定量的評価は難しいながらも、現在の小中学校では、成長段階に応じて子どもたちが主体的に関わり、その意見を最大限尊重する学校づくりが行われている」ということで答弁があり、私もそのように認識しております。校長先生のリーダーシップの下、そういった取り組みをさらに広げ、また深めて、「子どもが主語」の学校づくりを進めていただきたいと期待しているところでございます。

一方で、例えば学校再編といった村の教育の将来にわたって非常に大きな問題については、子どもたちの意見はしっかりと踏まえながらも、私たち大人が真摯に村の将来に向き合い、その責任において判断していかなければならない局面もあるだろうと思いますが、先般、岩手県教育委員会では、次期県立高校再編計画案や、その土台となる「県立高等学校の在り方～長期ビジョン～」などについて、小学校５年生から高校生までの児童生徒の意見募集を実施しております。こういった取り組みを参考に、学校再編をはじめとする学校施策全般にわたって、子どもたちが意見を述べる場、その意見を汲み上げる機会を確保しながら、法律の趣旨に沿って、子どもたちの意見を教育行政に生かす仕組みづくりを、教育委員会と連携しながらつくっていくことが必要であろうと考えております。以上でございます。

（村長　大久保勝彦君降壇）

○議長（桂川俊明君）　２番、久保えみ子議員

○２番（久保えみ子君）　「学校施策に子どもの声を」っていうのは、当然いろんな分野にあります。一つだけ紹介すれば、この間、うちの孫が２年生のときでしたけども、「今、小中一貫校になるようなことが進められているんだよ」っていうような話があったときに、「何、それ。そこで生活する俺たちの声は、聞かないのか」っていうようなことを言われて、私もドキっとしました。そういう考えも、小さい子どもですが持っていますので、そういうふうなところも考慮したりしていただきたいなと思います。以上で、質問を終わります。

（２番　久保えみ子君降壇）

○議長（桂川俊明君）　これで２番、久保えみ子議員の質問を終わります。

これで日程第１、一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（桂川俊明君）　以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

なお、次の会議は、明日 12 月 12 日、午前 10 時から議案審議を行います。

本日は、これで散会いたします。ご苦労さまでした。

散会（午後０時 17 分）